令和８年度　第１回
「 江東区地域自立支援協議会 」
議　事　録

１　日　　時　　令和８年６月１１日（木）午後１時３０分～午後３時００分

２　場　　所　　江東区役所７階　第７１～７３会議室

３　出 席 者

里村　惠子	大和　聖平	戸嶋　容子	有上　真理
渡辺　浩子	石井　公子	平松　謙一	尾上　清
伊藤　善彦	髙井　伸一	肥田　淳	青柳　浩二
岡田　芳久	田村　満子	油井　真	増田　亨
阿久津　健一			

４　会議次第

（１）　開　　会

（２）　委員の委嘱及び紹介

（３）　議　　事

・障害者差別解消法の実績報告について

・障害者優先調達推進法に基づく調達実績等について

・指定特定相談支援事業等について

・専門部会等からの報告

・その他

（４）　閉　　会

５　資　　料

資料１　　令和７年度 障害者差別解消法受付台帳

資料２－１　令和７年度 江東区における障害者就労施設等からの物品等の調達実績

資料２－２　令和８年度江東区による障害者就労施設等からの物品等の調達方針

資料３－１　指定特定相談支援事業等について

資料３－２　計画相談実績の推移およびセルフプランについて

資料４　　令和８年度の専門部会長会における活動内容について

参考１　　令和７年度江東区地域自立支援協議会専門部会からの報告

参考２　　課題抽出シート

項番なし　令和８年度江東区地域自立支援協議会委員名簿

項番なし　意見シート

項番なし　令和７年度江東区地域生活に関する調査【調査結果報告書】

６　傍　　聴　　会場　４名（東京都相談支援従事者現任研修受講者）

オンライン　７名（東京都相談支援従事者現任研修受講者）

７　議　事　録

令和８年度第１回江東区地域自立支援協議会

令和８年６月１１日

【障害者施策課長】
皆様、こんにちは。定刻になりましたので、ただいまより、令和８年度第１回江東区地域自立支援協議会を開会いたします。
本日は大変お忙しい中、委員の皆様にご出席いただき、誠にありがとうございます。私は、障害者施策課長の青山と申します。どうぞよろしくお願いいたします。
まず、本日の資料を確認させていただきます。資料１～４、参考資料により説明をさせていただきます。お持ちでない方は事務局までお知らせいただきたいと思います。あわせまして、昨年度実施いたしました、「江東区地域生活に関する調査」の調査結果報告書が完成いたしましたので、机上配付しております。
また、昨年度実施いたしました調査に際しましては、多大なるご協力を賜り、心より御礼申し上げます。また、今年度は本調査結果を踏まえまして、第８期障害福祉計画・第４期障害児福祉計画を策定する予定でございます。引き続き皆様のご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。
また、本日５名の方が新たに委員となられました。新任の委員の皆様につきましては、委嘱状を机上配付させていただいております。本来ならば、直接委嘱状をお渡しすべきところ、大変恐縮ではございますが、ご了承いただきますようお願い申し上げます。
また、本日の会議ですが、終了予定時刻は午後３時頃を予定しておりますので、協議会の運営に当たりご理解・ご協力のほどよろしくお願いいたします。なお、本日は、曾我委員よりご欠席のご連絡をいただいております。
続きまして、新たに委員になられた方のご紹介をさせていただきます。名簿順でご紹介させていただきたいと思いますので、恐れ入りますが、お名前を呼ばれた方ご起立の上、簡単に一言、ご挨拶をお願いできればと思います。
まず、江東区社会福祉協議会権利擁護センター所長の大和委員でございます。

【大和副会長】
社会福祉協議会権利擁護センター所長の大和と申します。社会福祉協議会には昨年度４月から総務課長として着任いたしまして、この４月から権利擁護センター「あんしん江東」の所長を務めております。どうぞよろしくお願いします。

【障害者施策課長】
続きまして、木場公共職業安定所雇用開発部長の戸嶋委員でございます。

【戸嶋委員】
戸嶋と申します。９年前ぐらいにやはりここで会議をやっていましたので、そのときにちょっとお見受けした方が何名かいらっしゃるので、ちょっと懐かしいななんて思いながら参加させていただいております。本年、よろしくお願いいたします。

【障害者施策課長】
続きまして、東京都立墨東特別支援学校副校長の渡辺委員でございます。

【渡辺委員】
渡辺でございます。４月より墨東特別支援学校に着任いたしました。どうぞよろしくお願いいたします。

【障害者施策課長】
続きまして、教育支援課長、阿久津委員でございます。

【阿久津委員】
教育支援課長の阿久津と申します。この４月から着任いたしました。どうぞよろしくお願いいたします。

【障害者施策課長】
なお、保健予防課長曾我委員におきましては、他の公務により欠席となります。
本日欠席の委員も含め、新たに５名の方が委員となりましたこともありますので、ここで改めて昨年度より引き続き本協議会に御協力いただいております委員の御紹介をさせていただきます。
まず、東京都立大学名誉教授、里村委員でございます。

【里村会長】
里村です。よろしくお願いします。

【障害者施策課長】
続きまして、東京都立江東特別支援学校副校長、有上委員でございます。

【有上委員】
有上と申します。よろしくお願いいたします。

【障害者施策課長】
続きまして、江東区手をつなぐ親の会副会長、石井委員でございます。

【石井委員】
石井でございます。よろしくお願いいたします。

【障害者施策課長】
続きまして、社会福祉法人おあしす福祉会理事長、平松委員でございます。

【平松委員】
平松です。よろしくお願いいたします。

【障害者施策課長】
続きまして、江東区身体障害者相談員、尾上委員でございます。

【尾上委員】
尾上です。よろしくお願いいたします。

【障害者施策課長】
続きまして、社会福祉法人江東楓の会理事長、伊藤委員でございます。

【伊藤委員】
伊藤です。よろしくお願いします。

【障害者施策課長】
続きまして、地域活動支援センターロータス施設長、髙井委員でございます。

【髙井委員】
髙井です。よろしくお願いいたします。

【障害者施策課長】
次に、江東区障害者福祉センター所長、肥田委員でございます。

【肥田委員】
肥田です。よろしくお願いします。

【障害者施策課長】
続きまして、社会福祉法人のびのび福祉会理事長、青柳委員でございます。

【青柳委員】
青柳です。よろしくお願いします。

【障害者施策課長】
続きまして、社会福祉法人ゆめグループ福祉会理事長、岡田委員でございます。

【岡田委員】
岡田でございます。ちょっと障害があって話が分かりづらいですが、よろしくお願いいたします。

【障害者施策課長】
特定非営利活動法人こどもの発達療育研究所理事長、田村委員でございます。

【田村委員】
田村です。どうぞよろしくお願いいたします。

【障害者施策課長】
続きまして、江東区聴覚障害者福祉推進協議会会長、油井委員でございます。

【油井委員】
油井です。よろしくお願いいたします。

【障害者施策課長】
続きまして、人権擁護委員、増田委員でございます。

【増田委員】
増田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

【障害者施策課長】
１８名の委員により、令和８年度における協議会を運営してまいります。どうぞよろしくお願いいたします。
続きまして、本協議会の副会長についてです。前期まで、権利擁護センター所長の伊東委員に副会長をお務めいただいておりましたが、昨年度末の人事異動に伴いまして委員の変更があったため、改めて副会長の選任を行います。慣例により、副会長は会長からご指名をいただきたいと思いますが、皆様いかがでしょうか。

（　異議なし　）

【障害者施策課長】
異議なしということで、ありがとうございます。それでは会長いかがでしょうか。

【里村会長】
　これまでの経緯や役職の継続性を踏まえ、権利擁護センターの大和委員に副会長にご就任いただきたいと存じます。

【障害者施策課長】
　ありがとうございます。
　今、会長から大和委員を副会長にということでお話がございましたが、本件につきまして、ご異議がなければ、大和委員を副会長に選任することとしたいと存じますが、いかがでしょうか。

（　異議なし　）

【障害者施策課長】
　ありがとうございます。それでは、ご異議がないようですので、副会長は大和委員にお願いすることといたします。
　大和委員、お席のご移動をお願いしたいと思います。

（　副会長席移動　）

【障害者施策課長】
　それでは、大和委員より一言、就任の御挨拶をいただきたいと思います。

【大和副会長】
　改めまして、社会福祉協議会の大和でございます。ご指名いただきましたので、微力ではございますが当会の副会長を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いします。

【障害者施策課長】
　ありがとうございました。
　それでは、この後の議事進行は里村会長にお願いしたいと存じます。会長、よろしくお願いいたします。

【里村会長】
　次に、議事に入ります前に、会議の公開について事務局から説明をお願いいたします。

【障害者施策課長】
　それでは、ご説明いたします。まず、会議の公開につきましては、区のホームページやこうとう区報にて一般傍聴者を募集し、本日の一般傍聴の方は０名でございます。
　また、東京都相談支援従事者現任研修として、研修受講者が１１名、会場・Ｚｏｏｍによるオンライン方式で傍聴しております。
　また、当会議は議事録作成のため、録音をさせていただいております。恐れ入りますが、議事録作成の都合上、ご発言の際は、最初にお名前をおっしゃっていただければと思います。議事録は作成後、発言者の方への確認の上、ホームページやこうとう情報ステーションで公開いたします。以上でございます。

【里村会長】
　それでは、ただいまより議事に入ります。
　議事１「障害者差別解消法の実績報告について」、事務局より説明をお願いします。

【障害者施策課施策推進係長】
　施策推進係の廣瀬です。資料１に基づき、障害者差別解消法に関する相談の受付状況等についてご説明いたします。
　令和７年度の相談件数は１３件で、前年度より４件減少となりました。過去の推移を見ますと、年度によって増減はあるものの、直近ではやや減少している状況です。なお、３月１８日に開催した前期協議会以降、新たな相談は寄せられていなかったことから、本日は前回資料を改めて配付しております。
　委員の皆様がご存じのとおり、令和６年４月の法改正により、民間事業者における合理的配慮の提供が義務化され、本区では、その周知を図るため、区内事業者を主な対象として、「障害当事者と共に学ぶ障害理解促進ワークショップ」を令和６年度、７年度と実施してきました。障害の社会モデルの視点を学びながら対応のあり方を考える内容でワークショップを実施し、参加された方からは一定の評価をいただいているところではございますが、参加者数の面では伸びに課題が見られる状況でございます。
　このため、今年度は９月４日（金）の開催に向け、研修時間やプログラムの見直しを行い、より参加しやすく、関心を持っていただける内容にするよう工夫してまいります。募集等の詳細が決まりましたら、委員の皆様に改めてご連絡させていただきます。
　次に、本日、机上配付させていただきました令和７年度江東区障害者実態調査の調査結果報告書から、関連の調査結果についてご報告いたします。
　まずは、調査対象とした障害者本人や障害児の保護者の差別解消法の認知度です。１５６ページ上段をご覧ください。障害当事者の認知度は前回の調査より増加した

ものの、１５．６％と低い状況です。同様の設問を障害児の保護者にしたものが、２８５ページにございます。者より高いものの、２９．７％と十分とは言えない状況であり、引き続き周知の強化が必要と認識しております。
次に、虐待や差別防止に必要なものです。１６０ページ下段をご覧ください。虐待や差別防止に必要なものとして、前回より多少ポイントは低くなっておりますが、以前「障害や障害者への理解」が最も多く挙げられており、障害理解の促進の重要性が改めて示されているところです。同様に、２８８ページ上段には、障害児についても同様の調査結果が出ております。
また、本日、内閣府や東京都の資料も参考として机上配付しております。内閣府資料に記載のある「理解促進のためのポータルサイト」、「事例データベース」は内容が整理されており、ぜひご活用ください。東京都の資料は知的障害のある方から被害に遭った際に相談しやすいように作成されたものです。
区では、今後もホームページやリーフレット等による周知を継続するとともに、権利擁護部会とも連携しながら、より相談しやすい環境づくりに努めていきたいと思います。説明は以上です。

【里村会長】
ありがとうございました。
何かご意見、ご質問は、ありますでしょうか。

（　発言なし　）

【里村会長】
特に無いようですので、この議題は終了とさせていただきます。
議事２「障害者優先調達推進法に基づく調達実績について」事務局より、説明をお願いします。

【障害者支援課障害者就労支援係長】
障害者支援課障害者就労支援係の河野と申します。どうぞよろしくお願いいたします。障害者優先調達推進法に基づく障害者就労施設等からの物品等の調達について、資料２－１及び資料２－２によりご説明いたします。
国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律、通称「障害者優先調達推進法」が平成２５年４月に施行され、本区におきましても、物品や役務といったサービスを調達する際に障害者福祉施設等から優先的・積極的に購入することを推進すべく、調達方針を策定し、取り組んでいるところでございます。
まず、令和７年度の調達実績につきまして、資料２－１の右下にございます合計欄をご覧ください。件数は５９件、金額は３，８３０万４，７６２円でございました。

昨年度の実績は件数が６６件、金額は３，６０２万５，３０８円でございましたので、比較すると、件数は７件の減でしたが、金額は約２２７万９，０００円の増となりました。件数に関しましては、役務に関する案件が減少したものの、物品調達の案件増加があり、全体的には微減となりました。金額に関しましては、物品調達及び役務ともに、前年度の実績を上回りました。前年度と比較すると、物品、主に食料品・飲料及び小物雑貨の発注が増加したことが、実績額増加の要因となっております。

今後も発注拡大に向けての取組といたしまして、区内の各障害者施設で提供できる物品や役務といったサービスの一覧を、江東区ホームページや職員向けの全庁フォルダ等で公開するなど、広く周知を図り、各施設の受注拡大につなげるよう努めてまいります。

参考といたしまして、資料２－２に令和８年度の調達方針を添付してございますので、後ほどご参照ください。簡単ではございますが、私からの説明は以上となります。

【里村会長】

ありがとうございました。

何かご意見、ご質問は、ありますでしょうか。

（　発言なし　）

【里村会長】

就労支援部会の青柳部会長から何かありますでしょうか。

【青柳委員】

就労支援部会の青柳です。たくさんこういう形で物品を調達していただいて、障害者施設は、特に就労継続支援B型の作業所なんかは、工賃が上がれば報酬費が増えるような仕組みになっていますので、売上げが伸びたという紹介がありましたけど、たくさん買っていただくというか調達していただくことは、障害者施設としては歓迎されますし、ぜひ引き続きやっていただければいいかなと思います。ありがとうございます。

【里村会長】

他に何かご意見、ご質問は、ありますでしょうか。

（髙井委員挙手）

【里村会長】
髙井委員お願いいたします。

【髙井委員】
髙井です。よろしくお願いします。調達が伸びているのは私もすごくいいことかなというふうに思っているんですけれども、世間一般的に物価高で、かなり資材費とかが高騰しているとか、いろんなもので、るーくるにも関わらせていただいているので、各事業所さんの原価率がすごく上がってきているという中で、売上げがもっと伸びていかなきゃいけないんじゃないかなと思います。そうしないと工賃が伸びないというジレンマが多分少しあるので、ぜひ調達を、変な言い方ですけど、高くなるような方向で少しイメージして、どうしても行政側で予算決めがあって、そこがちょっと足かせに、物価高にちょっとついていけなくなるようなことがないようにしていくのが大事なんじゃないかなと、意見としてそれを伝えておいたほうがいいかなというふうに思ったので、発言させていただきました。以上です。

【里村会長】
ありがとうございます。事務局から今のご意見に対して何かありますか。

【障害者支援課長】
はい。障害者支援課長です。ご意見ありがとうございます。今、委員がおっしゃったとおり、昨今、資材の高騰などで原価率も上がってきていて、それに伴い販売価格に転嫁できるかというところはあるかと思います。現在るーくるでは、売っているものに関して価格の見直しというのを、アドバイザーなども入れながら、値づけの部分で何か反映できることがないかというのを具体で今やっております。全庁的な話としては、調達をするに当たって価格が上昇しているというところに関しては、事前の見積額等を踏まえた予算措置というのは、今後全庁的にもなされていくかと思います。貴重なご意見ありがとうございました。

【里村会長】
他に何かご意見、ご質問は、ありますでしょうか。

（岡田委員挙手）

【里村会長】
岡田委員お願いいたします。

【岡田委員】
ゆめグループ福祉会の岡田でございます。
一つお尋ねしたいのですが、役務の中のその他の役務というものは、どのようなものがあるのでしょうか。

【里村会長】
事務局お願いいたします。

【障害者支援課長】
はい。障害者支援課長です。役務の中のその他の役務ということで、例えば封入作業の委託、あるいは発泡トレイ、発泡スチロール資源の資源化委託の役務、折り畳みコンテナの洗浄作業等がある状況です。

【岡田委員】
ありがとうございます。封入封緘作業は色々な障害の人が分担してやりやすい作業なので、ぜひとも力を入れていただきたいなと思いました。ありがとうございました。

【里村会長】
他に何かご意見、ご質問は、ありますでしょうか。

（　発言なし　）

【里村会長】
ご意見など出尽くしたようですので、次の議題に移りたいと思います。
議事３「指定特定相談支援事業等について」、事務局より説明をお願いします。

【障害者施策課基幹相談支援センター所長】
障害者施策課基幹相談支援センターの礒部と申します。どうぞよろしくお願いいたします。着座にて失礼いたします。
私からは、議事３、指定特定相談支援事業のうち資料３－１についてご説明をさせていただきます。資料３－１をご用意ください。
まず、項番１「指定特定相談支援事業所数及び相談支援専門員数の推移」をご覧ください。一番右のＲ８．３と書かれている列をご確認ください。令和８年３月末現在の事業所数となっております。一番上、３１が江東区内の全体数、そのうち特定相談のみを行う事業所数が１４、障害児相談も行っている事業所数が１７となっております。また、相談支援専門員の数ですけれども、同じ表の下から３段目、８６名が江東区全体の人数となっています。そのうち特定相談のみを行う方が３２名、

障害児相談も行う相談員数が５４名となっております。
　続きまして、項番２「事業所への支援」についてご説明いたします。「特定相談支援事業所就業・定着促進事業」は、相談支援専門員の育成確保及び定着を図るため、新たな人材を雇用する人件費等を区が負担し、特定相談支援事業所及び障害児相談支援事業所を運営する法人に対し、相談支援専門員の増員に向けた人材の雇用、育成及び定着支援に関する業務について委託する事業となっております。東京都の補助事業を活用して従前から実施しているもので、令和８年度についても２法人で実施いたします。
　次の「相談連携支援事業」は、地域移行の促進のための補助金事業となっております。地域移行の契約前に実施した、あるいは地域移行契約とならなかった場合の、障害当事者との面談や関係機関との調整等の業務が該当いたします。今後も引き続きご活用いただきたいと思っております。
　続きまして、項番３「基幹相談支援センターの活動実績」についてご説明いたします。基幹相談支援センターでは、相談支援事業所の連携強化という観点から、毎月一度、交流の場を設けております。４月は令和８年度のスタートということで、お集まりいただきました各事業所、各相談支援専門員、それから、主任相談支援専門員のご紹介を行い、２１事業所、４１名の出席がありました。
　また、５月は、相談支援業務の困難状況についての共有ということで、相談支援専門員が日頃の業務の中で直面している困難な状況についてのグループワークを行い、全体での共有を行ったところです。こちらも２６事業所、４０名の参加となりました。今後についてですが、６月は事例検討、７月は研修を予定しているところです。
　また、主任相談支援専門員の皆様にも毎月お集まりいただきまして、これからの江東区の相談支援事業と相談支援専門員の交流会での内容等のご検討をしていただいているところです。５月に主任相談支援専門員さんにお集まりいただいた際には、６月に事例検討を行うための勉強会を実施したところです。
　区内の相談支援専門員さんから基幹に来ている個別の相談についてですけれども、今年度４月１日より累計で１２件となっております。困難なケースについての相談が多く、庁内での関係機関、他自治体との連携なども含めて、相談支援専門員さんが孤立しないよう今後も基幹として関わっていきたいと思っております。
以上で、資料３－１についての説明を終わりにさせていただきます。続きまして、資料３－２の説明に移ります。

【障害者支援課支援調整係長】
　障害者支援課支援調整係の鴨田と申します。
　私からは、引き続き、「計画相談実績の推移及びセルフプランについて」ご説明させていただきます。資料３－２をご用意ください。着座にて失礼いたします。
　資料、項番１「計画相談実績の推移」をご覧ください。これはずっと定例的に推

移を見るという形で掲載させていただいているものです。
　まず、障害者総合支援法に関する障害者の計画相談の状況です。令和８年３月のセルフプラン率は２３．３％でした。前年度末を０．７％下回っており、計画相談利用者の方が少しずつ増加している状況がうかがえます。
　前回、委員からご質問のあったセルフプラン率の件で、６５歳以上の人ということで、基本的に介護優先なので、介護のケアマネージャーがついている人は計画相談がついていないということで、率に関してどうなのかというご意見をいただいたところで、一応今回資料には載せていないんですが、参考ということで、６５歳未満の方だけを集計した場合なんですけど、セルフプラン率は１９．５％ということでした。６５歳以上の人を除くという数の取り方なので、正式なものではないんですけど、一応そういう形で数字が出ておりますということです。
　次に、児童福祉法に関する障害児の計画相談の状況ですが、表の最下段にありますとおり６６．３％となっております。昨年度末と比較して僅かに減少となっておりますが、引き続き障害児のセルフプラン率は高止まりの傾向にあるということでございます。
　次に、項番２－１及び項番２－２、サービス別のセルフプラン率（障害者）、（障害児）をご覧ください。今回も３月ということで、最新のデータということでお示しさせていただきました。サービスごとの実人数ではありますが、サービスの重複利用の方がそれぞれに集計されておりますので、項番１で説明いたしました受給者数と一致しないことをご了承ください。
　セルフプランから計画相談への移行につきましては、これまで同様、３年ごとの認定調査時や毎年の概況調査及び支給サービス相談のときに利用者に対して計画相談の役割及び必要性を説明して、導入を提案する取組を継続して進めているところでございます。
　計画相談増加に、引き続き取り組んでまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。説明は以上です。

【里村会長】
　ありがとうございました。
　何かご意見、ご質問は、ありますでしょうか。

（肥田委員挙手）

【里村会長】
　肥田委員お願いいたします。

【肥田委員】
　障害者福祉センターの肥田です。２つほど質問があるんですけれども、１つは、今、セルフプラン率を少しでも下げていくという目標で、それがいいかとは思うんですけれども、利用者側に立ったときに、どれだけの人が計画相談を立ててほしいと思っているのか、もしくは、何か面倒くさいからとか、他の理由で望んでセルフプランをやっていらっしゃる方もいるのかなと思うので、支援者側からすれば、セルフプランを望んでいる方にも計画相談を進めたほうがより支援につながるというふうには思うんですけれども、無理やりということはもちろんできないし、本当にどうかというのは利用者側から決めることではあるので、どのくらいの方が、本当は計画相談を望んでいるけれども、そこに相談員がいないから、しょうがないからセルフプランをやっているのかというような、何かそういう部分も把握されているかどうかというのを聞いてみたいなと思うことが１つです。
　もう１つは、今の話とは直接関係ないんですけれども、計画相談を利用したいという方がいたときに、相談支援事業所に連絡をして、計画を立ててほしいというふうに言われると思うんですけれども、結構多くの場合は、ちょっとうちでは今、受けることはいっぱいでできないというような事業者さんもあると思うんです。そのときに、その利用したいという方が、じゃあ、どこに相談すればいいのというようなことになって、リストはあるけれども、受けてくれるところがそれだけでは分からないというところで、ちょっと悪い言い方をすると、たらい回しになったり、「うちでは無理です、ちょっとほかのところ」、それでほかのところにかけたら「うちでも無理です」というようなことも起こり得るのかなというか、起こっている可能性があるかなというふうに思って、区役所に連絡をすれば空いていそうなところを教えてくれるということであれば、窓口は区役所にして、何か相談があったときは区役所に聞いてくださいというふうに言うこともできると思うんですけれども、１つの方法として、ちょっとほかの場所では話したことがあるんですけれども、どのぐらいの空きとかキャパがそれぞれの相談支援事業所であるかというのを何か月かに１回でも把握して、それが分かるようにしておくと、こういうところに相談してみるといいかもしれないというような紹介とかということが、連絡をもらった相談支援事業所がすることができるかもしれないなと思って、できるだけ利用したいという方が簡単に計画相談を立ててくれるところにアクセスできるような、何か仕組みがあるといいのかなと思いました。以上です。

【里村会長】
　ありがとうございました。事務局、お願いいたします。

【障害者支援課長】
　はい。障害者支援課長です。ご質問ありがとうございます。１点目の、どれぐらいの方がセルフプランを望んでいないんだけれどもセルフプランになってしまっ

ているか、この数字を把握しているかというご質問だったかと思います。こちらの数字については、現在把握していないところではあります。全体的な数字としてセルフプランになっている方を資料でお示ししている数字になっているので、その方が望んでいるのか、望んでいないのかというところまでは把握していないというのが現状ではございます。
　ただ、委員がおっしゃったとおり、ご自身でセルフプランがいいという方も一定数いるというふうに我々も承知しておりますので、そこの把握については、今後検討させていただきたいなと思っております。以上です。

【里村会長】
　ありがとうございました。２点目の質問に対して事務局お願いいたします。

【障害者施策課基幹相談支援センター所長】
　はい。基幹相談支援センターの礒部です。２点目の質問についてお答えさせていただきます。区では、各相談支援事業所の空き件数については公開していないんですけれども、基幹相談支援センターでは各相談支援事業所、それから相談支援専門員との連携を取る中で、それぞれの空き状況といったもの、例えばもう全く受けられない事業所とかもございますけれども、受けることができるところの情報も持っておりますので、区民の方から直接のご相談というよりは、支援課にご相談に行った場合ですとか、相談支援事業所に相談に行って、自分のところではちょっと受けられないんですがという相談を基幹のほうで受けて、一緒に次受けていただけるところを探すというようなところが、基幹がスタートしてからやっているところです。
　ただ、肥田委員がおっしゃったように、区民の方が直に繋げられる情報というのも一つ重要な課題となっておりますので、そういったところも基幹のほうでも検討していきたいと思っております。
　まずは、各相談支援事業所の連携の部分と、基幹を中心としまして庁内での連携といったところを踏まえて、相談支援専門員を探している区民の方が相談支援専門員と繋がれるようなサポートをしていきたいと思っております。説明は以上です。

【里村会長】
　ありがとうございました。
　他に何かご意見、ご質問は、ありますでしょうか。

（田村委員挙手）

【里村会長】
　田村委員お願いいたします。

【田村委員】
　こどもの発達療育研究所の田村です。一応私はこの地域自立支援協議会の児童部会の部会長でもあります。
　それで、今、肥田所長からのお話の中で、まず１点目の、セルフプラン率はみんなが望んでいるのかと、計画相談を望まない人もいることについてです。児童の場合、ほとんど、多くの人がまずセルフプランから始まります。支援を受けること、支援を受けて、支援の内容を知って、今後その支援が本当に必要になるかどうかの瀬戸際というか、そういう判断の時期でもありますので、基本的にお母さんに計画相談の話はしません。それは、あなたのお子さんは障害児だということになってしまうので、まずやらない。まず、支援を受けよう、支援を受けて、支援が必要である部分をしっかりと見ていこうというところから始まっていきます。それから、計画相談を入れたほうがいいお子さんについては、理由を説明していきます。ご家族の支援、ほかの事業所の支援とか、広げていくために。
　ですので、本当に児童のセルフプラン率の高さ、特に児童発達支援の段階の高さは、もうある意味で言えば当然といえば当然で、逆に既に計画が入ってくるお子さんが、要するに２２％ぐらいは計画が入ってくる。そこから就学に向けて進んでいって、放課後等デイサービスにつなげていくと思っております。
　２点目になりますが、昨年、どこかの事業所が児童のセルフプランを立ててほしいと言われたときに、いっぱいですと言ってお断りしたという話を聞いて、多分、こども発達センター以外の事業所は、自分のところでも計画を立てる数が決まってくると言ったらいいんですかね、お一人何件までとあるようで、なかなか自分のところで計画を増やしていくというのは大変だろうと思っております。ただ、こども発達センターだけは、基本的に誰も断らないという方針でおります。
　ですので、この辺をはっきりと区のほうから打ち出してほしい。これは、相談支援事業もですが、児童に関して、まず受けて、体制を整えて、そして、その後どういうふうにしたらいいかを検討していくという姿勢でありますので、その辺をはっきりと基幹の方々にも意識していただきたいと思います。
　児童の支援って、今何をしなければいけないか、逆に本当に今動く必要な体制をどうするかということが比較的多いように感じております。この辺も基幹相談支援センターとともに、児童部会も入れて、ちゃんと話合いができることを望んでいます。以上です。

【里村会長】
　ありがとうございました。基幹相談支援センターから何かございますか。お願いいたします。

【障害者施策課基幹相談支援センター所長】
　基幹相談支援センターの礒部です。田村委員、ご意見ありがとうございます。基幹相談支援センターとしましても、先ほどお伝えした毎月の区内の相談支援事業所、全事業所での集まりというのはこれからも毎月一度やっていきますが、それと別に、まだ具体的な内容についてお話しできるところではないんですけれども、障害児相談支援事業を行っている事業所での集まり、それから情報交換といったところも別途検討していくように、基幹のほうでも考えておりますので、また今後、そういった中で児童部会等との意見交換等もあるかと思いますので、そういった際にはご協力いただければと思います。以上です。

【里村会長】
　ありがとうございました。

（田村委員挙手）

【里村会長】
　田村委員お願いいたします。

【田村委員】
　よろしいですか、もう１つお話があります。ここで、本当にちょっと児童の状態を知っていただきたいんですが、資料３－２の表２－２、児童の計画相談ありというのが、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、それから居宅型、それを全部合わせると、恐らく９５５件ぐらいになっていくと思うんですね。
　上の大人のところを見てください。児童は事業所も少ないし相談員も少ないのに、実は非常に頑張っているんですね。大人の恐らく多いところの件数と同じぐらい。やっぱりそれは、頑張る必要があるのです。
　例えば、放課後等デイサービスは５６９件、つまり児童の中で放課後等デイサービスは、障害への対応がかなり色濃くなっていきます。そこの段階を実はもっとしっかりと強める必要があるんですが、相談支援専門員は、うちで言えば亀戸、塩浜にそれぞれ２人ずつしかおりませんので、４人で何とか回してかなりの計画率を確保しているところですが、児童の段階でなぜ必要なのか。これは、保護者の家庭支援、子供の育成支援のために必要な努力をやっているというところは、知っておいていただきたいなと思います。以上です。

【里村会長】
　ありがとうございました。
　他に何かご意見、ご質問は、ありますでしょうか。

（平松委員挙手）

【里村会長】
平松委員お願いいたします。

【平松委員】
平松です。こどもの件は別にして、大人について、計画相談が、いろんな事業所も増えていると思うんですけれども、中にはこれでいいのかなと思うケースが散見されるといいますか、計画相談は計画をつくればそれでいい、終わりというわけではありませんし、その計画自体がどれだけご本人の希望や能力に応じてとか、それから、あと地域でどういう事業者が協力してそれを実行していくかとか、その辺のこともちゃんと見ていって、次の計画に反映させていただきたいとは思っているんだけど、そういう点で散見されていると思っています。
区としてはその辺は言いにくいでしょうけれども、基幹相談支援センターとして、どうしたらその辺の江東区内の計画相談事業所のレベルアップといいますか、それを図っていくかということは、少し基幹相談支援センターでこれからいろんな形で頑張ってやっていただかないと、「うち、大丈夫、引き受けますよ」というところに紹介すればいいということが、場合によっては御本人のニーズと合わないで、ただ単に経営的に幾らでも引き受けてというケースがないわけでもないということもあるので、ぜひよろしくお願いしたいと思っております。以上です。

【里村会長】
ありがとうございました。事務局、お願いいたします。

【障害者施策課基幹相談支援センター所長】
基幹相談支援センター礒部です。平松委員、ご意見ありがとうございます。基幹相談支援センターとしましては、区内の相談支援専門員全体のスキルアップというところで言いますと、研修の部分、それから、今月行います事例検討の部分、そういったところで一人一人の相談支援専門員のスキルを上げていこうと考えております。
また、基幹相談支援センターの中で、相談支援専門員がぶつかる困難な事例に対して伴走支援することで、その相談支援専門員が対応している障害のある方が少しでもよりよい生活ができるようにということで、基幹としても伴走していきたいと考えております。今後ともどうぞよろしくお願いします。以上です。

【里村会長】
ありがとうございました。
他に何かご意見、ご質問は、ありますでしょうか。

（　発言なし　）

【里村会長】
特に無いようですので、この議題は終了とさせていただきます。
議事４「専門部会等からの報告について」です。まず初めに、事務局より、今年度における地域自立支援協議会部会長会における活動内容について説明をお願いします。

【障害者施策課施策推進係長】
施策推進係の廣瀬です。着座にて失礼いたします。資料４に基づき、令和８年度の専門部会長会における活動内容等についてご説明いたします。
まず、項番１の専門部会長会の目的でございます。本会は、各専門部会の会長及び副会長を中心に、各専門部会に所属する委員などから提出された「個別事例検討シート」をもとに個別事例検討会を実施し、そこから地域課題を抽出することを目的としております。
また、抽出した課題につきましては、全体会へ報告するとともに、各専門部会を通じて委員へ共有し、地域課題の認識の深化を図るものでございます。
次に、項番２の令和８年度における専門部会長会についてです。今年度は３回の開催を予定しております。第１回は７月３０日の木曜日で、昨年度取り扱うことができなかったテーマの一つである、当事者の家族支援を契機とした個別事例について、昨年度頂いた個別例シートなどを基に、事例検討の実施を予定しております。その後は、１０月から１１月に第２回、１月から２月に第３回の専門部会長会を開催し、それを経て、第３回の全体会にて事例検討を経た地域課題の報告を予定しております。あわせて、提出状況に応じて、随時、「地域体制強化共同加算」の請求に伴う地域課題に対し助言なども行います。
次に、個別事例シートについてです。昨年度提出いただいたシートを活用しつつ、今年度も第１回の事例検討にあたり、改めて、各専門部会の委員の皆様にこの会議が終わった後、募集を行います。ご提出は任意となりますので、障害当事者の家族支援を契機とした個別事例や困難事例がございましたら、ご提出にご協力をいただきますと幸いです。こちらの会議が終わった後、全体会事務局より委員の皆様にメールにてご連絡いたします。
最後に、項番３のその他についてです。事例検討や助言体制の充実を図るため、今年度より専門部会に出席する会長および副会長への謝礼金を、少額ではございますが予算計上しておりますことをこの場にてご報告いたします。説明は以上となります。

【里村会長】
ありがとうございました。
次に、各部会長から、令和８年度の活動予定、活動状況等について、ご報告をお願いいたします。報告の順番ですが、精神部会、地域生活支援部会、就労支援部会、児童部会、権利擁護部会の順にお願いします。それでは、最初に、精神部会の平松部会長からご報告をお願いいたします。

【平松委員】
精神部会の部会長をさせていただいています平松です。精神部会の専門部会からの報告の配付資料をご覧になっていただければということですが、精神部会では、一つは、事例に基づいて支援を考えていくということで、毎回の精神部会のときに事例検討を行っております。事例提出者じゃない参加者は、その事例のことを直接知らないわけなので、そういう制約の中で、どうやって検討をより豊かにしていくかということが大事だとは思っておりますけれども、それは引き続きやっていこうというふうに考えております。
それから、ワーキンググループのところで記載されておりますが、長期入院の方、特に多摩地区とか、東京のずっと西のかなたの、往復するだけで半日かかるみたいな、そういう病院にまだ長期入院されている方が結構いらっしゃいます。積極的な入院治療が必要なわけではなくて、退院して地域で生活する見通しがないために、ずっと入院されているという方々ですよね。
そういう方々をどうしたら地域生活に戻って、また、病院の中の生活ではなくて、地域でその人らしい生活ができるような支援を組み立てるかということになってくるので、その辺は地域活動支援センターと相談支援事業所が中心になって検討していただいて、個別の事業所でやれると言っても、なかなか大変です。会いに行くのに半日ないしは１日潰さなきゃいけないというような状況なので、その辺を区にもご協力いただき、どうしてもそれをやっていかないと、東京都ももうちょっといろいろやってくれればいいんですけど、そうもいかないので、江東区としてどうやってそれを進めていくかということが、今後も引き続き大きな課題だと思っております。
それから、報告書の最後にピア交流会のこれまでやってきたのを記載しておりますが、江東区内のいわゆる当事者の方で、そういう当事者自身が自分たちでピアサポート等も含めてピア活動を進めていこうと具体的に始まっております。何回か、春、夏、秋、冬ということで交流会をやるということで、一応、これはあくまでもピアの方がやるもので、それを側面では３施設の地域活動支援センターが協力していくということで、主体はピアの方なんですけれども、その中に、自発的に中心になる方でピア普及啓発委員会というのができまして、その方々が中心にいろんな活動を進めていらっしゃるということでございます。
ということで、精神部会は以前にも当事者の方の参加を特に制限したこともない

んですけれども、やはり当事者のことを当事者抜きに話し合うということはあまり望ましくない、当事者抜きでは当事者のことを決めてはいけないというのが原則だと思っておりますので、今日この後、部会をやりますけれども、今日の部会から、ピア普及啓発委員会からのメンバー３人の方に精神部会に参加していただくということになります。かなり積極的なメンバーの方が参加していただけるようなので、いろんなことを当事者としてどうなんだろうかという視点、その辺の視点が非常に大事だと思っていますので、そういうことで、部会として、ピアの方も含めて議論が活発になればということを考えております。

いずれは、ピアサポーターの方がいろんな、例えば地活でもいいし相談支援事業所でも就労継続支援Ｂ型事業所でもいいんですけれども、いろんなところに、ないしは区の中でもいいんですけれども、そういうピアサポーターの方が職種として存在するという、それが理想だというふうに思っておりますので、そういう方向を少し検討しながら進めていきたいということで、今日この後１回目、どうなるか期待しております。以上です。

【里村会長】

ありがとうございました。

では、次に、地域生活支援部会の髙井部会長から、ご報告をお願いいたします。

【髙井委員】

地域生活支援部会長の髙井です。よろしくお願いいたします。地域生活支援部会は５ページ目から書いてありますが、概要しか書いていないので、引き続き今年度も地域生活支援拠点について、メインで検討を進めていこうかなというふうに思いますので、部会としては、今年度は具体的にはこれから考えていきますが、８月ぐらいから部会をスタートできたらいいかなというふうに思っていますので、テーマは地域生活支援拠点ということでやっていきます。

地域生活支援部会は、相談支援事業所、障害福祉サービス事業所の連携をすごくメインに考えて検討を進めている部会になりますので、先ほどまでの特定相談支援事業のことについても検討をしたりしていますので、基幹相談支援センターが事業所支援を今進めていただいているとは思うんですけど、基幹相談支援センターで全部をやっていくというのは難しいことではあると思いますので、基幹相談支援センターとどういう連携を取っていくのか、区内の事業所とどういう連携を取っていくのかというのがスムーズに運ぶような、江東区の実情に即した地域生活支援拠点が構築できるのが望ましいというふうには部会のほうでも考えておりますので、今年度を通して検討を進めてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。以上です。

【里村会長】
ありがとうございました。
では、次に、就労支援部会の青柳部会長から、ご報告をお願いいたします。

【青柳委員】
就労支援部会の青柳です。就労支援部会は８ページから、内容は昨年度の活動が書いてありますので、ご参考にしてください。
令和８年も同じようなペースになると思いますが、３回の部会と就労担当者連絡会は行おうかなと思っています。今月の末３０日に、部会長と副部会長さんの打合せをしようということで今、日程調整していますので、これから今年度の活動の計画を立てていきたいと思います。部会長、一部交替もありますので、新しい方も含めて話合いを進めていこうと思います。
いずれにせよ、就労者本人や家族の高齢化は毎年の課題になっていますし、そういう定着に向けての現状を皆さんで出し合っていただくとか、あるいは作業所の工賃の向上は、先ほども申しましたように報酬費につながるので、必ず工賃がアップできるような取組をどう進めていくかというのは、毎年の課題になっています。
特に高齢化とか、あるいはいろんな企業の都合によって何か差別を受けたり解雇されるような利用者が出ないような支援をどう進めていくかということは、私たちのこれからの課題かと思うので、一部そういう話をこの間聞きましたので、ぜひそこは実態を明らかにして、障害者が選ばれるとか、そういうふうにならないような雇用の仕組みをつくって、一緒に考えていけたらいいかなと思っています。以上です。

【里村会長】
ありがとうございました。
では、次に、児童部会の田村部会長から、ご報告をお願いします。

【田村委員】
田村です。説明は１０、１１ページに記載しております。児童部会は、今年度、提言に向けての年になりますので、児童部会としての全体会は２回、そして、その間にワーキング活動をやっていくという、例年に倣った方針でおります。
児童部会は、上の部の概要にあるように、多様な機関から１人所属していただいております。障害分野だけではなくて、子育て機関、学校、そして、保健相談所など、教育委員会関係も入っていただきながら、児童のことをみんなで考えようという姿勢でおります。
主な活動はワーキングの中になっていきますが、ワーキングは発達障害児ワーキング、家庭支援ワーキング、医療的ケア児ワーキングの３つのワーキングになります。３番目の医療的ケア児ワーキングについては、国の医療的ケア児支援法ができ

て以来、江東区も条例を出し、そして、実際に保育部門も教育委員会部門も医療的ケア児の受入れにどんどん進んできております。その実態を背景に、障害部門でどう対応していくかということを考えます。

これはちょっとこの部会を離れるんですが、実は、児童発達支援事業の中で、医療型発達支援事業と、それから、通常の福祉型という制度があったのですが、実際にそれは廃止されていますが運営上は残っていて、医療的ケア児を中心に受け入れる事業所が今までお子さんを受け入れています。今年度、ちょうど私どものこども発達センター事業、つまり福祉型の児童発達支援に医療的ケア児、一般的には動く医療的ケア児と言われますが、そういうお子さんを受け入れて、その体制を障害部門ではどうつくっていくのかということが課題になっております。

次に、家庭支援ワーキングは、先ほどから話題になっている相談支援事業所が中心にここで活動していき、いろいろな、実際、関係者会議も積極的に設けて、保護者支援にいろいろな機関が連携して当たるという実践の、今積み重ねをしているところです。

それから、発達障害児ワーキングですが、実はここがなかなか難しい課題を持っていて、発達障害児について、福祉施策で発達障害という言葉が出てくるのが、この児童部会だけだと思うんです。これを中心に、この方々と言ったらいいんですかね。そこで、実は児童の分野では、このお子さん方の成長、成人になっていく段階で、通常学級に行くお子さんも非常に多いです。

先ほど報告された、障害者差別解消法受付台帳の１３件の実例が出ておりますが、この１３件中８件は児童です。残りは精神です。児童と精神がいろんな問題をまだ抱えて持っていて、実際の区民の皆様のご不満というか、ふつふつと湧いてくるいろいろな思いがここに現れていると思います。実際、児童のところでは不登校になるお子さん方もたくさんおります。そういうお子さんへの対応は教育委員会でやってきておりますが、福祉のほうで保護者の支援に今当たろうとしております。

保護者交流会を支援しております。保護者の有志が交流会を設けていく中で、そこに江東区の３名のペアレントメンターの方に一緒に入っていただいて、その有志の方を支え、また、それを支える児童部会で関わってきております。それが一番大きな、今後、発達障害者支援センター的な、生涯にわたってこの方々を支援していく必要のある相談機関は一体どうあったらいいのかが、検討事項になっているところです。以上です。

【里村会長】

ありがとうございました。

次に、権利擁護部会の増田部会長から、ご報告をお願いします。

【増田委員】
　権利擁護部会の部会長の増田でございます。１４ページに、去年の会議の経過について記載されておりますので、基本的には今年も同じように検討テーマを検討した上で、どういう活動をするかということを決めていきたいと思っております。
　去年、実は交流会というのをやりまして、非常に評判がよかったものですから、今年もこの交流会をやる方向で検討しつつ、部会をやりたいと思っております。以上でございます。

【里村会長】
　ありがとうございました。
　何かご意見、ご質問などありますでしょうか。

（　発言なし　）

【里村会長】
　特に無いようですので、この議題は終了とさせていただきます。
　議事５「その他」について、各委員より何かあればお願いいたします。

（　発言なし　）

【里村会長】
　以上で本日の議事は全て終了いたしました。
　委員の皆様におかれましては、貴重なご意見を多くいただき、ありがとうございました。
　次回の自立支援協議会は１２月を予定しております。日程が近づきましたら改めてご通知申し上げますので、よろしくお願いいたします。
　それでは、以上をもちまして本日の会議を閉会といたします。長時間にわたりありがとうございました。